

## 第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

国、道及び帯広市は、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、国、道、市及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、国、道及び市は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

さらに、道は、市に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。

なお、市は、市の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）及び災害時孤立地区を把握し、道、市及び防災関係機関は、これらの地域における備蓄や資機材の整備、訓練の実施など事前防災に取り組むものとする。

## 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び一般住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

- (1) 市長及び防災関係機関の長は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努めるものとする。
- (2) 市長は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとし、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な各種データや過去に起こった大規模災害の教訓を発信するものとする。  
また、地域における自主的な防災活動を推進するため、防災リーダーの育成に努めるものとする。

### 2 配慮すべき事項

- ア 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- イ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、性的マイノリティ等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努めるものとする。  
また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

### 3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、有線放送設備、インターネットの活用
- (3) 新聞、広報紙等の活用
- (4) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (7) 研修、講習会、講演会等の開催
- (8) その他

### 4 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 帯広市地域防災計画の概要
- (2) 災害に対する一般知識
- (3) 災害の予防措置
  - ア 防災の心得
  - イ 火災予防の心得

- ウ 台風襲来時の家庭の保全方法
  - エ 農作物の災害予防事前措置
  - オ その他
- (4) 災害の応急措置
- ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
  - イ 災害の調査及び報告の要領、方法
  - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
  - エ 災害時の心得
    - (ア) (家庭内、組織内の)連絡体制
    - (イ) 気象予報の種別と対策
    - (ウ) 避難時の心得
    - (エ) 被災世帯の心得
- (5) 災害復旧措置
- ア 被災農作物に対する応急措置
  - イ その他
- (6) その他必要な事項

## 5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進するものとする。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努めるものとする。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施するものとする。
- (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等防災知識の普及に努めるものとする。

## 6 普及・啓発の時期

事業実施に当たっては、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

## 第2節 自主防災組織の育成等に関する計画

大規模災害時には、住民の避難行動による混乱、同時多発的災害の発生等、さまざまな状況が予想される。

このため、行政の対応には自ずと限界があり、災害時の被害の軽減を図るためには、地域住民による自主的な防災活動、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等、地域住民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に、乳幼児、障害者、高齢者等の要配慮者の安全確認、保護は緊急性を要することから、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識の高揚を図る機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動を実施するため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するものとする。その際、女性の参画を促進するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

### 1 地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や防災士、要配慮者に日頃から関わる福祉関係者等の多様な主体と連携し、初期活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。

### 2 事業所等の防災組織

- (1) 多数の客等が利用し又は従事する施設、並びに危険物を取り扱う事業所、及び自衛消防組織が法令により義務付けられている事業所は、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努めるものとする。
- (2) その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。
- (3) 地域の防災力向上のため、地域が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。

### 3 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が重要であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要であることから、基本的な組織編成として、別表のような編成例を掲げたところである。

なお、組織の編成にあたっては、民生委員と防災福祉班(町内会福祉部等の構成)が協力し、要配慮者に対する安全確保、避難誘導等に対応するよう努めるものとする。

### 4 組織の活動

#### (1) 平常時の活動

##### ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図るものとする。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切に行動できるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得することが重要であることから、総合訓練を除く個別訓練として、次のような項目を掲げたところである。なお、この訓練を計画する際には、地域の特性を考慮するものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐために消火設備を使用して、消火に必要な技術等を習得する訓練

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する訓練

(エ) 避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

(オ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する訓練

(カ) 図上訓練

一定の区域内における図面を活用して、想定される被害に対し、地域の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上による訓練

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多いと考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行うこと。

エ 自力で避難することが困難な避難行動要支援者の状況を掌握するとともに、災害時の支援体制づくりを行うこと。

オ 地域住民の防災思想の普及及び研修会等を実施すること。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、すばやく地域内住民の安否確認を行い、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ連絡するとともに、防災関係機関の提供する情報を周知、伝達して住民の不安を解消するなど、的確な応急活動を実施することが重要であることから、予め決定すべき事項を次に掲げる。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(エ) 避難場所へ避難した後においては、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて連絡し、混乱・流言飛語の防止にあたること。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を構ずることや、火災が発生した

場合には、消火器などによる初期消火に努めることを呼びかけるものとする。

ウ 救出救護活動の実施

建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、市等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送するものとする。

エ 避難の実施

市長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という）が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導するとともに、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させるものとする。

オ 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム（HUG）北海道2025（Doはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水及び救援物資の配布活動に協力するものとする。

(3) 要配慮者の援護活動

災害時には、要配慮者の安否確認、避難所への避難誘導を行うとともに、必要に応じて福祉避難所や病院等へ移送するものとする。

5 防災資機材等の整備

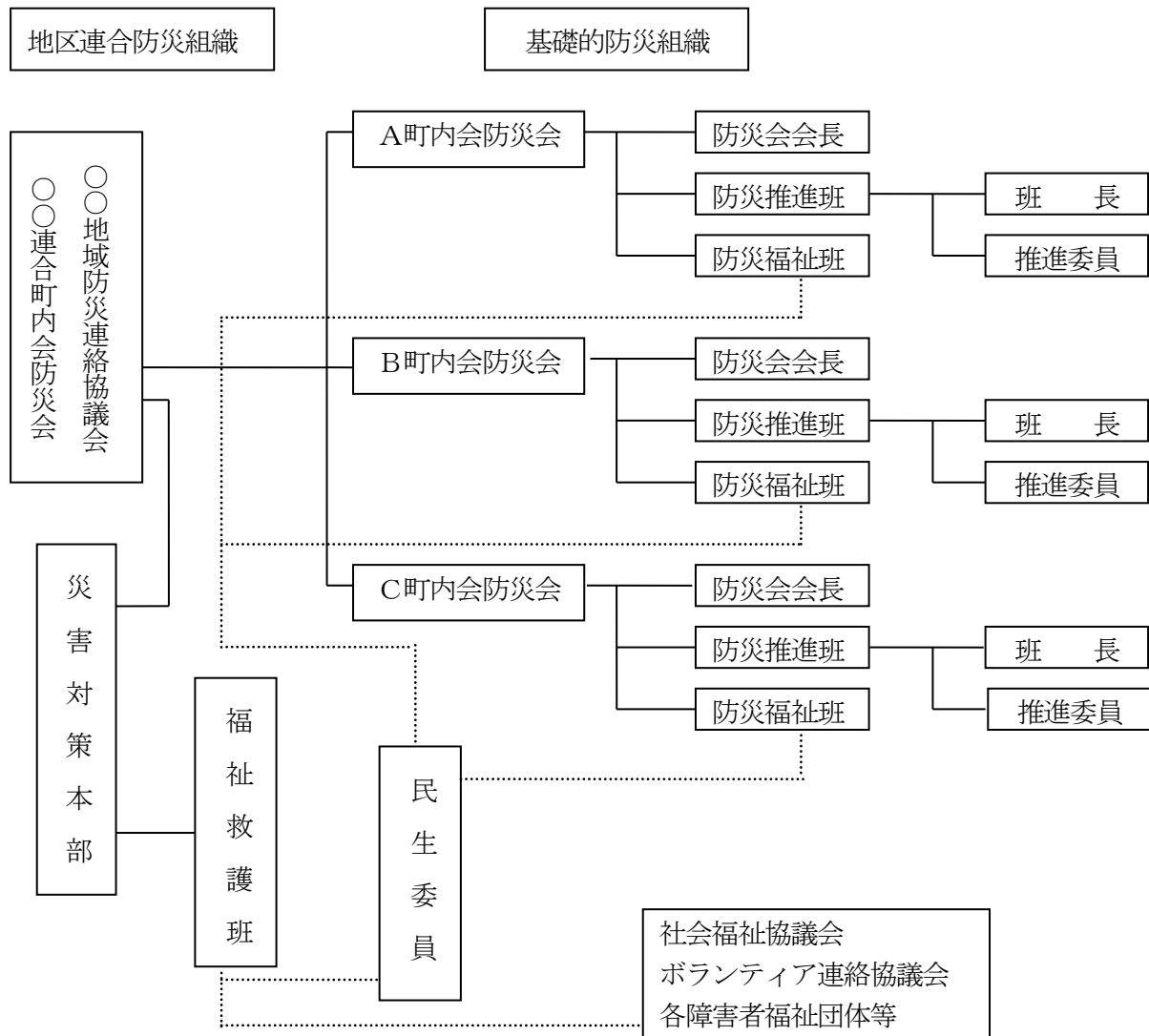
自主防災組織が災害時に応急活動あるいは避難行動等をとるためには、日頃から組織として必要な資機材等を備えておくことが望ましい。

6 自主防災組織の育成支援

市は、自主防災組織の育成と活動促進を円滑に推進するため、支援を行うものとする。

- (1) 防災知識の普及のための研修会等の講師や防火訓練等の指導にかかる職員等の派遣
- (2) 防災活動に対する助成

組織編制例



- (1) 地域防災連絡協議会……①避難場所地域の防災会で構成し、地域内防災推進方策の検討、相互連絡調整を行う。
- (2) 防災会会長……①町内の防災組織の総括責任者、市又は本部との連絡調整のための総括者。
- (3) 防災推進班……①災害時の町内における住民の安全、被災状況等の掌握並びに救急機関等への通報の任にあたる。  
②避難の誘導指示にあたる。  
③日常活動として町内住民の防災意識の啓蒙普及、指導を行う。
- (4) 防災福祉班……①町内会福祉部等で構成する。  
②町内における障害者、独居老人の安否確認、安全確保にあたる  
とともに民生委員と連携をとる。  
③防災推進班と連携して障害者、独居老人等の要配慮者の避難誘導にあたるとともに、状況に応じてボランティア等の要請を行う。  
④日常活動として、障害者及び独居老人等の防災対策を検討し、町内住民に啓発する。

### 第3節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、次に定めるところによる。

#### 1 訓練実施機関

訓練は、帯広市防災会議の構成機関の長、公共的団体の長、防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、もしくは実施し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討するものとする。

#### 2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 災害通信連絡訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 消防訓練
- (5) 避難救助訓練
- (6) 非常招集訓練
- (7) 防災図上訓練
- (8) 応援・受援訓練
- (9) 防災関連システムの操作習熟訓練
- (10) その他災害に関する訓練

#### 3 市及び防災会議が実施する訓練

市及び防災会議は、各関係機関と緊密な連携のうえ訓練を実施するものとし、その区分及び実施方法は概ね次のとおりである。

区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管
総合防災訓練	年 1 回 以 上	指定避難 場所ごと の地域	各関係機関と一体となって、想定被害により震災、水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。	防災会議 帯広市
災 害 通 信 連 絡 訓 練	適 時	防災関係 機関相互	図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。	防災会議 帯広市 消防機関
水 防 訓 練	水害発生 多発時期前	水害危険 地 域	図上又は実施訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等のほか、消防職団員の動員をおり込んだ訓練を実施する。	防災会議 帯広市 消防機関

消 防 訓 練	火災発生 多発時期前	火災危険 地 域	図上又は実施訓練 消防機関の出動、避難、立退き、救 出救助、消火の指揮系統の確立、広 報情報連絡等をおり込んだ訓練を 実施する。	消防機関
避難救助訓練	適 時	指定避難 場所ご との区域  適当な 地区場所	図上又は実施訓練 水防訓練又は消防訓練にあわせて 避難の指示、伝達方法、避難の誘導、 避難所の防疫、給水給食等をおり込 んだ訓練を実施する。	帯広市 消防機関
非常招集訓練	適 時		図上又は実施訓練 実施対策本部各班員及び消防機関 の招集訓練を実施する。	帯広市 消防機関
応援・受援訓練	適 時	その都度	図上又は実施訓練	防災会議 帯広市 消防機関
防災関連システム の操作習熟訓練	適 時	その都度	実施訓練 情報発信など災害時に活用できる よう各種システムの操作習熟を図 る訓練を実施	帯広市
その他災害に 関する訓練	適 時	その都度	その他災害に関する訓練を実施す る。（他の関係機関で実施する訓練 について協力）	防災会議他

注) 細部についてはその都度決定する。

#### 4 民間団体等との連携

市及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

## 第4節 避難行動要支援者対策計画

災害時における避難行動要支援者の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。

### 1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、市及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制の整備、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

#### (1) 市の対策

市は、防災担当部や福祉担当部をはじめとする関係部の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、個別計画及び避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

なお、市では災害に対する避難行動要支援者への配慮について定めた「おびひろ避難支援プラン(平成22年2月22日)」に基づく支援体制の確立を進める。

#### ア 個別計画の作成

市は、防災や福祉などの関係する部署のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別計画情報の適切な管理に努めるものとする。

#### イ 避難行動要支援者名簿(以下「要支援者名簿」という。)の作成。

要支援者名簿作成にあたっては、次の項目について定めるものとする。

##### (ア) 要支援者名簿に記載する者の範囲

- ① 要介護認定3以上の方
- ② 視覚・聴覚障害1級、2級の方
- ③ 上肢・下肢・体幹機能障害1級 又は 呼吸器機能障害1級の方
- ④ 療育手帳Aを所持する方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- ⑥ 指定難病患者のうち、以下に該当する方

在宅人工呼吸器使用患者、酸素濃縮器使用患者、訪問支援対象疾患患者

ただし、訪問支援対象疾患患者については、以下のいずれかに該当する方

・ADL(日常生活動作)全介助または一部介助を必要とし、本人・家族共に災害認知・

避難行動が困難な方

- ・ADL 自立または一部介助の方中、独居または、1日の大半を1人で過ごす方（避難時に配慮が必要な方）

⑦ その他、避難支援が必要と認められる方

(イ) 要支援者名簿作成の記載事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(ウ) 要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法

- ① 介護高齢福祉課 要介護認定者情報
- ② 障害福祉課 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所有者情報
- ③ 戸籍住民課 転居等情報
- ④ 北海道知事その他の者 要支援者名簿作成に必要があると認められる情報

(エ) 要支援者名簿等の更新に関する事項

市は、関係部署からの情報のほか、地域支援者等からの情報を基に、要支援者台帳等の更新を行い、適宜情報共有先に提供する。

ウ 要支援者名簿情報の提供

平常時における要支援者名簿情報の提供については、要支援者名簿に記載されている者のうち、避難行動要支援者の同意を得ている者の要支援者名簿情報とし、市関係部局以外は避難支援等関係者へ情報提供を行うこととする。

災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、上記によらず、市関係部局及び避難支援等関係者に避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者台帳情報を提供する。

(ア) 消防機関(消防署、消防団)、警察

(イ) 民生委員・児童委員

(ウ) 社会福祉協議会

(エ) 地域包括支援センター

(オ) 連合町内会、単位町内会

(カ) 自主防災組織

(キ) 個別計画作成協議会

(ク) 福祉事業所、福祉専門職

(ケ) その他、避難行動要支援者支援等に携わる団体等

エ 要支援者名簿情報を提供する場合の配慮

要支援者名簿の漏えい防止のため、必要な措置を要支援者名簿情報の提供先に求め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるものとする。

オ 避難行動要支援者に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

カ 避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めるものとし、避難所や避難路の選定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮する。

また、避難支援等関係者の安全確保についても配慮する。

- キ 避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。
  - ク 避難行動要支援者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所(以下「福祉避難所」という。)を確保するため、災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結など避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組むものとする。
- (2) 社会福祉施設等の対策
- ア 社会福祉施設等の管理者は、利用者や入所者が要配慮者であり、施設の災害に対する安全性を高めることが重要であることから、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。
  - イ 社会福祉施設等の管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にするものとする。  
特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保するものとする。  
また、平常時から市との連携の下に、施設相互間及び他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制の強化に努めるものとする。
  - ウ 社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達的手段及び方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、緊急連絡体制を整えるものとする。
  - エ 社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施するとともに、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施するものとする。  
特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努めるものとする。
  - オ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、帯広市地域防災計画に名称等の定めがある要配慮者利用施設の管理者は、水防法及び土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)の規定に基づき、避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施するものとする。(資料編 資料4-2)

## 2 援助活動

市は、避難行動要支援者の早期確認等に努めるとともに、状況に応じた適切な援助活動を行うものとする。

- (1) 避難行動要支援者の避難支援  
避難行動要支援者の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求めるものとする。  
なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。
- (2) 避難行動要支援者の安否確認  
避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。
- (3) 避難所等への移送

避難行動要支援者を確認した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に勘案し、必要に応じて以下の措置を講ずるものとする。

- ア 避難所若しくは福祉避難所への移動
  - イ 病院への移送
  - ウ 施設等への緊急入所
- (4) 応急仮設住宅への優先的入居  
応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。
- (5) 在宅者への支援  
避難行動要支援者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行うものとする。
- (6) 応援要請  
避難行動要支援者の把握状況に応じ、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請するものとする。勘案

### 3 外国人への支援対策

市は、言語、生活及び防災意識の異なる外国人を「要配慮者」として位置づけ、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。

- (1) 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実
- (2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化
- (3) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施

## 第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画

災害時においては、時間の経過とともに食料等をはじめ様々な物資の確保や応急資機材が必要となってくる。しかしながら、災害時の混乱した状況で調達することは非常に困難を伴い、かつ、調達の遅れから被災地域における応急活動に甚大な影響を及ぼすおそれもある。このため、平素から必要な物資や資機材等の備蓄及び確保について、新物資システム（B-PLo）にあらかじめ登録する等、十分な配慮をし、緊急時に迅速、適切に必要な措置がとれるように努めるものとする。

その際、要配慮者、女性、子ども向けの物資等の確保に努めるものとする。

### 1 食料等の確保

- (1) 市は、避難所等において、快適なトイレ環境の確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベット・エアベット等の簡易ベット、毛布、プライバシー確保のためのパーテーション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資について、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量（住民及び事業者が行う備蓄分を除く。）の確保を目指すよう努めるものとする。

また、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

- (2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。

また、備蓄状況については、年1回、広く住民に公表するものとする。

- (3) 市は、備蓄に当たっては、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮するほか、アレルギー対応食や流動食のほか、熱中症対策として冷却グッズなどを備蓄するなど、避難者の健康に配慮するものとする。また、厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に災害時孤立地区の備蓄の充実を図るものとする。

- (4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、災害時孤立地区における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定するものとする。

### 2 防災資機材の整備

道、市及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る。市は非常用発電機の整備のほか暑熱期や積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、冷暖房器具・燃料等の整備に努める。また、道及び関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。

### 3 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況

災害に備えて救援物資及び応急対策用資機材の保管をするため、平成7年度に備蓄倉庫を建設するとともに、令和3年度に拠点備蓄倉庫と指定避難所備蓄品収納物置を整備し、避難所開設時及び運営初期に必要な資機材は各指定避難所の備蓄品収納物置に配備し、その後必要になる資機材及び食料等を拠点備蓄倉庫に集積する体制を整えている。また、農村部に対する対策として大正地区のコミュニティ施設に救援物資等の備蓄をしている。その他、自主防災組織の育成にあわせ、避難所ごとに救援物資の分散備蓄を進めている。

## (1) 備蓄倉庫の概要

## ① 帯広市災害用資機材備蓄倉庫

所在地 帯広市南町南6線46番地 (道路維持課道路車両センター敷地内)

完成年月日 平成7年11月1日

構造と規模 鉄骨造り平屋建 108 m<sup>2</sup>

## ② 帯広市拠点備蓄倉庫

所在地 帯広市西17条南6丁目6-52 (陸上自衛隊帯広駐屯地官舎北側)

完成年月日 令和4年3月1日

構造と規模 鉄骨造2階建 1,080 m<sup>2</sup>

## (2) 指定避難所の倉庫(物置)

平成21年度以降、避難所で必要な備蓄品及び自主防災組織でも使用できる救助・救出資機材を各指定避難所に設置したほか、令和3年度に感染症対策資機材及び避難所開設時と運営初期に必要な資機材を配備するための備蓄品収納物置を各指定避難所(帯広市総合体育館及び市民活動プラザ六中は建物内に収納)に設置している。

## (3) 農村部の備蓄拠点づくり

農村部に救援物資の備蓄拠点を設ける必要があることから、大正農業者トレーニングセンターを活用するとともに、救援物資の供給体制等に万全を期するものとする。

## 4 企業・業界団体との優先供給協定等の締結

災害救援用物資の備蓄には、保管場所や保存期間等の関係から、帯広市のみで備蓄するには自ずと限界がある。また、積雪寒冷の地にある本市の地域特性から、冬期間での災害発生に対応する暖房機器等や暖房用燃料確保については具体的対策が不可欠である。さらに、物資等の輸送供給にも十分な対応ができないことが予測されることから、関係する民間企業や業界団体等とあらかじめ協定を締結し、食料や応急物資の確保に万全を期しているところである。

## (1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況

協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日
災害時における応急照明器具等の優先供給に関する協定	千代田デンソー株式会社	平成7年10月27日
災害時における大型暖房機器等の優先供給に関する協定	宮本機械株式会社	平成7年10月30日
災害時における軽自動車輸送に関する協力協定	赤帽帯広軽自動車運送協同組合	平成17年7月6日
災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	一般社団法人 十勝地区トラック協会	平成18年3月24日
災害時における応急対策等の協力に関する協定	帯広空調衛生工事業協会	平成18年9月22日
災害時における応急生活物資の確保等に関する協力協定	生活協同組合コープさっぽろ	平成19年4月23日
災害対応型自販機による協働事業に関する協力協定	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	平成19年8月3日
災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定	イオン北海道株式会社	平成20年2月14日

第4章(災害予防計画)

協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日
災害時におけるエルピーガス等の応急・復旧活動の支援に関する協定	一般社団法人北海道エルピーガス協会十勝支部	平成22年10月29日
災害時における飲料水の供給に関する協定	北海道ペプシコーラ販売株式会社	平成23年9月1日
災害時における公衆浴場等の協力に関する協定	北海道公衆浴場業帯広浴場組合	平成24年1月26日
災害時における石油類等の優先供給に関する協定	帯広地方石油業協同組合	平成24年6月4日
災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	北海道建設機械レンタル協会帯広支部	平成24年11月9日
災害時における飲料の供給に関する協定	(株)伊藤園	平成25年6月7日
災害時における畳の供給に関する協定	(株)伊吹畳内装	平成25年10月21日
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成28年4月20日
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	平成29年2月15日
災害時における段ボールベッド等の供給に関する協定	北海道森紙業株式会社帯広工場	平成29年8月22日
災害時における応急生活物資の供給及び駐車場の利用等に関する協力協定	マックスバリュ北海道株式会社	平成29年10月13日
災害時の一般用医薬品等の物資供給に関する協定	株式会社サンドラッグプラス	平成30年1月5日
災害時における物資輸送の協力に関する協定	ヤマト運輸株式会社	平成30年7月3日
災害時における倉庫及び駐車場の利用等に関する協定	帯広地方卸売市場株式会社	平成30年7月3日
大規模災害時における支援活動に関する協定	一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク	平成31年3月6日
災害時における自動車及び付属機器の貸与に関する協定	釧路トヨタ自動車株式会社	令和元年12月4日
災害時における福祉用具等の供給に関する協定書	一般社団法人日本福祉用具供給協会	令和2年3月31日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	トヨタモビリティ帯広株式会社	令和2年4月24日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	十勝三菱自動車販売株式会社	令和2年4月24日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	帯広日産自動車販売株式会社	令和2年4月24日

協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	帯広三菱自動車販売株式会社	令和2年4月24日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	ネッツトヨタ帯広株式会社	令和2年4月24日
災害時における応急生活物資の供給に関する協定	明治安田生命保険相互会社	令和4年10月31日

## 第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次に定めるところによる。

### 1 避難誘導體制の構築

- (1) 市は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所、避難経路や避難所に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- (2) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は日ごろから市民等への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 道及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞りにおける被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (4) 道及び市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (5) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (6) 道及び市は、北海道運輸局、公共交通機関、観光協会及び観光施設等と連携し、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
- (7) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、市は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関して住民等への周知に努めるものとする。
- (8) 市は、災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて指定避難所等の開設や公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の構築に努めるものとする。
- (9) 道は、広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めるものとする。

道と市は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。

### 2 避難場所・避難所等の確保

市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘察し、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、避難場所・避難所等を指定するものとする。

- (1) 指定緊急避難場所

市は、災害時にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定するものとする。

ア 指定基準

(ア) 洪水災害

- a 洪水発生時の気象状況に対応するため、室内に滞在できること。
- b 安全区域(浸水想定区域外または浸水深が 0.5m 未満の浸水想定区域)に立地していること。
- c 安全区域外に立地している場合は、河川氾濫に対して安全な構造であるとともに想定される洪水等の浸水想定水位以上の高さに避難者を受け入れる空間が確保できること。
  - ① 構造物は鉄筋コンクリート(RC)または鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)構造であること。
  - ② 浸水想定深による避難場所
    - ・ 想定浸水深が 0.5m 以上 3.0m 未満の場合は、2階以上
    - ・ 想定浸水深が 3.0m 以上 5.0m 未満の場合は、3階以上

(イ) 土砂災害

- a 土砂災害発生時の気象状況に対応するため、室内に滞在できること。
- b 安全区域(土砂災害危険箇所区域外)に立地していること。

(ウ) 地震災害

- a 地震災害発生時に避難者を一時的に滞在できる適切な規模を有する施設または場所であること。
- b 建築物では、耐震構造が新耐震基準に適合または構造耐震指標(Is 値 0.6 以上)のものであること。
- c 周辺に、生命または身体に危険を及ぼすおそれのある施設、工作物等(危険物製造所・貯蔵所等)がないこと。

(エ) 大規模な火災

- a 大規模火災発生時に避難者を一時的に滞在できる適切な規模を有する場所であること。
- b 火災時の輻射熱を回避し、避難者の安全を確保できる空間等を確保できること。
- c 周辺に、生命または身体に危険を及ぼすおそれのある施設、工作物等(危険物製造所・貯蔵所等)がないこと。

(2) 指定避難所

市は、災害の危険があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設を指定避難所として指定するものとする。

ア 指定基準

- (ア) 避難するための立ち退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (イ) 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (ウ) 想定される被害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (エ) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

(3) 広域避難場所

市は、主として大規模火災の災害から住民の安全を確保するための避難場所として広域避難場所を指定するものとする。

広域避難場所は、指定緊急避難場所として指定するものとする。

(4) 代替避難所

市は、指定避難所の収容人数が不足しているときや災害が局地的な場合などに開設する避難所として指定するものとする。

ア 被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

(5) 福祉避難所

市は、障害者や医療的ケアを必要とする者など避難生活を送る上で一定の配慮が必要な者を受け入れる施設を福祉避難所として指定するものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等に必要な配慮に努めるものとする。

ア 指定にあたっては、市内の社会福祉事業者等と協定締結に基づき確保するほか、必要に応じて、代替避難所等を活用する。

イ 福祉避難所は、バリアフリー化など避難した要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設とする。

(6) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の指定および解除

ア 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の管理者は、廃止、改築等により重要な変更を加えようとするときは、市長に届けなければならない。

イ 市は、当該指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所が廃止されたり、基準に合致しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。

ウ 市は、指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示を行う。

(7) 避難場所・避難所等の管理

ア 避難場所・避難所等を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。

イ 避難場所・避難所等の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。

ウ 休日・夜間等における避難場所・避難所等の開設に支障がないようにしておくこと。

(8) その他

ア 市は、指定避難所だけではなく、協定で位置付けられた避難所等についてもあらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、市有施設の駐車場や災害協定を締結すること等により、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

ウ 市は、地域で想定される被害と地域の実情を考慮の上、避難所の備蓄物資の量や品目等を検討し、開設当初から避難所を円滑に運営できるよう努めるものとする。

3 避難場所・避難所等の住民への周知

市は、住民に対し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 避難場所・避難所等の周知

ア 名称、所在地

- イ 避難場所・避難所等への経路及び誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については観光入れ込み客対策を含む。）
- ウ 避難時の携帯品等注意すべき事項
- (2) 避難のための知識の普及
  - ア 平常時における避難のための知識  
避難経路、家族の集合場所や連絡方法など
  - イ 避難時における知識  
安全の確保、移動手段、携行品など
  - ウ 避難後の心得  
集団生活、避難先の登録など

#### 4 避難計画の策定等

- (1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定
 

市長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）、住民への伝達方法について、日頃から住民等への周知に努め、これらは防災部局以外の職員も含め定期的に確認するものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。
- (2) 防災マップ・ハザードマップ・Webハザードマップ等の作成及び住民への周知
 

市長は、住民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難指示等の意味と内容の説明、指定緊急避難場所及び指定避難所等の必要となる事項を、あらゆる主体に「わかる・伝わる」よう配慮して記載した防災マップ、ハザードマップ・Webハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布・周知等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- (3) 避難計画
 

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握、個別計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

  - ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
  - イ 避難場所・避難所等の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入可否
  - ウ 避難場所・避難所等への誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については、入り込み

客対策を含む。)

- エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- オ 避難場所・避難所等の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項
  - (ア) 給水、給食措置
  - (イ) 毛布、寝具等の支給
  - (ウ) 衣料、日用必需品の支給
  - (エ) 暖房及び発電機用燃料確保
  - (オ) 負傷者に対する応急救護
  - (カ) 上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備
- カ 避難場所・避難所等の管理に関する事項
  - (ア) 避難時の秩序保持
  - (イ) 避難者の避難状況の把握
  - (ウ) 避難者に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
  - (エ) 避難者に対する各種相談業務
- キ 避難に関する広報
  - (ア) 防災無線による周知
  - (イ) SNS を活用した周知
  - (ウ) 広報車(消防、警察車両の出動要請を含む。)による周知
  - (エ) 避難誘導者による現地広報
  - (オ) 町内会等を通じた広報
  - (カ) 通信機器等による周知
- (4) 指定緊急避難場所における対応
 

市は、指定緊急避難場所における避難者支援を適切に行えるよう、避難計画などにおいて、避難者の状況把握方法や指定避難所への移動方法等についてあらかじめ定めるなどし、必要な体制を整備しておくよう努めるものとする。

また、避難者の熱中症対策及び防寒対策として、必要な備蓄品を可能な限り備えておくよう努めるものとする。
- (5) 避難所運営
 

避難所運営において、市は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

## 5 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、市の被災者支援、災害対策の基本であるが、発災直後においては、道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者の状況や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、被災者支援システム等を活用し、被災者の状況把握、避難所における入所者の把握に努めるほか、デジタル技術を活用し、避難者台帳(名簿)を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。システムを整備する際には、個人情報の取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。

また避難者台帳(名簿)をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

## 6 災害時孤立地区対策

道及び市は、災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助等の応急対策活動が円滑に行えるよう、予め孤立が予想される地区の地区名、地区人口、避難所の有無などの情報を共有し、不断に更新に努めるものとする。

## 7 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難する場所(避難場所、避難所)
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 冷暖房及び発電機の燃料確保の方法

## 8 施設の整備計画

- (1) 市民に対し平時から避難場所等を周知するため、「避難場所誘導標示板」の設置数を概ね消火栓2本に1枚の割合を目処に整備するものとする。

また、避難場所における「避難場所標示板」は、設置場所の状況等を考慮し、基本的に避難場所等敷地内の四方に設置し、周知を図るものとする。

- (2) 避難所においては、混乱防止のため情報提供、指示伝達を適切に行う必要があることから、これらに対応するための施設に同報系無線を早期に整備し、災害に備えるものとする。

## 第7節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けること必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、道、市及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

### 1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、大規模災害等が発生した際に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じたマニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

### 2 相互応援（受援）体制の整備

帯広市

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日ごろから道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

防災関係機関等

あらかじめ、道、市その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を調べておくものとする。

### 3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 道及び市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業

者及び住民の関心と理解を求めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加の促進を図るものとする。

- (2) 道及び市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (3) 道及び市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。
- (4) 道、市及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (5) 道及び市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、道及び市は、国が整備する登録団体データベースを活用するなどして、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努めるものとする。

- (6) 道及び市は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

## 第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、この計画に定めるところによる。

### 1 防災会議構成機関

災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。

また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

### 2 市及び防災関係機関

(1) 市は道が定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、道への災害情報を報告する体制を平時から確保するよう努めるものとする。体制の確保にあたっては、防災部局以外の職員も含めて北海道防災情報システムに入力できる体制を構築し、同システムを活用した訓練を定期的実施することとする。

(2) 高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者など情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

また、停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに有線系や携帯電話、衛星携帯電話、衛星インターネットも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

(3) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用などにより、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

### 3 各種防災関連システムの利活用等

道、市は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。その際、防災部局以外の職員も含め、複数の職員がシステムへ入力できる体制を整備するよう留意すること。

## 第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から建築物を防御するため必要な措置事項は、次のとおりとする。

### 1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

### 2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を適切に指定することで、商業地域等の火気の使用頻度が高い施設が密集する地域における延焼の防止を図るものとする。

### 3 がけ地に近接する建築物の防災対策

市は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接危険等住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。



## 第10節 消防計画

大規模な火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織、運営及び活動等についての大綱についてはこの計画で定めるものとする。また、具体的な計画についてはとちち広域消防局警防規程第8条第1号の規定による非常時災害警防対策計画で定めるものとする。

### 1 組織計画

#### (1) 平常時の組織機構

平常時における消防行政に係る事務事業を円滑、かつ迅速に行うためにとちち広域消防局、消防団をもって消防機関を組織する。

組織機構は、別表1のとおり。

#### (2) 非常時の組織機構

非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、とちち広域消防局警防規程第8条第1号の規定による非常時災害警防対策計画に基づく消防体制をとるものとする。

#### (3) 非常時の定義

非常時とは、次の各号に掲げる場合をいう。

ア 火災警報が発令されたとき。

イ 帯広市災害対策本部が設置されたとき。

ウ その他異常気象等により災害による被害の発生危険が極めて高いとき

### 2 消防力整備計画

この計画は、市の消防力の現勢を正しく把握し、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)及び消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)等に準拠して、予想される災害の規模、態様等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画を立て、実施するものとする。

また、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備促進、先端技術の開発に努めるものとする。

現有消防施設状況は、別表2のとおりとする。

### 3 調査計画

大規模な火災等が発生した場合に、消防機関が適切に防衛活動を行うことができるよう地理、建物及び水利等について、次の区分により調査を行うものとする。

#### (1) 警防調査

地形、道路、建物、及び危険物施設等について行う調査

#### (2) 水利調査

消火栓、防火水槽、井戸等の消防水利について行う調査

### 4 火災予防

災害を未然に防止するため、火災の予防査察、消防用設備等の防火管理体制及び市民の自主的予防の徹底した指導を図り、防火思想の普及に努めるものとする。

#### (1) 予防査察

査察については、多数の者が出入りする防火対象物、及び要配慮者世帯を含めた一般住宅

の防火診断等を計画的に実施して、予防対策の万全な指導を図るものとする。

(2) 防火思想の普及

ア 諸行事による普及

年2回の火災予防運動を実施し、映画会又は講演会の開催、防火チラシ及びポスター等の防火資料配布等防火思想の普及徹底に努めるものとする。

イ 民間防火組織による普及

町内会、職域自衛消防組織等の指導促進を図り、さらに防火管理協会、危険物安全協会等を通じ、積極的に防火思想の普及拡大に努めるものとする。

ウ 防火組織の育成、指導

各防火団体に対し、研究会、講習会等の開催を行うとともに、通報、消火、避難の指導等を実施し、防火組織の育成、強化に努めるものとする。

エ 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵その他取扱について指導するとともに、危険物安全協会を通じ防火、防災思想の向上とその対策を推進するものとする。

(3) 建築確認の同意

消防法第7条に基づき建築物同意に付随して不燃化促進、災害時の避難設備及び対策の推進を図るものとする。

5 警報発令伝達

気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき火災警報を発令するとともに、とちち広域消防局警防規程第56条の規定に基づくサイレン吹鳴等により伝達を行うものとする。

6 警防対策

(1) 非常参集

非直職員は、非常招集の命を受けたときは、特に参集場所を指定されたときを除き、それぞれの所属署所に参集し、業務の指示を受けるものとする。

ただし、交通遮断、その他の特別の事由により所属署所に参集することができないときは、最寄りの署所へ参集し所属長に報告、その指示に従うものとする。

また、参集途上において、火災又は人身事故に遭遇したときは、その事故の規模により消火、救助等の活動が可能かどうか判断し、適切な処置をとるものとする。

(2) 消防通信連絡体制

災害等における情報の収集、伝達を迅速確実に行うため、とちち広域消防局と諸隊間及び関係機関との間の通信は、有線通信を最大限活用するとともに、有線通信が途絶、輻輳したときは、防災無線通信の活用、又は車両等の伝令により、速やかなる連絡体制を確保する。

(3) 消防部隊の体制

消防部隊の出動は、事前に定められた消防部隊出動計画に基づき出動する。

(4) 火災防御対策

ア 初動時の処置

(ア) 市内の火災の早期発見にあたるとともに、状況に応じて管轄区域内の警戒を実施し、災害状況の収集にあたる。

(イ) 大きな被害が予想される場合、対策本部、警察等から主要道路、橋梁等の被害状況を

速やかに収集し、出動経路の確認、確保を行う。

#### イ 火災防御活動

- (ア) 延焼火災が発生し、拡大した場合は、人命の安全を最優先とし、避難場所、避難経路確保の防御を行うものとする。
- (イ) 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先し防御にあたるものとする。
- (ウ) 大規模建築物で、多数の消防部隊を必要とする火災の場合は、他の延焼火災を鎮火した後、消防部隊を集中して防御を行うものとする。
- (エ) 大量危険物貯蔵施設等で火災が発生した場合は、隣接する建築密集地区への延焼防止を優先するとともに、延焼防止線の設定を行うものとする。

### 7 消防応援出動

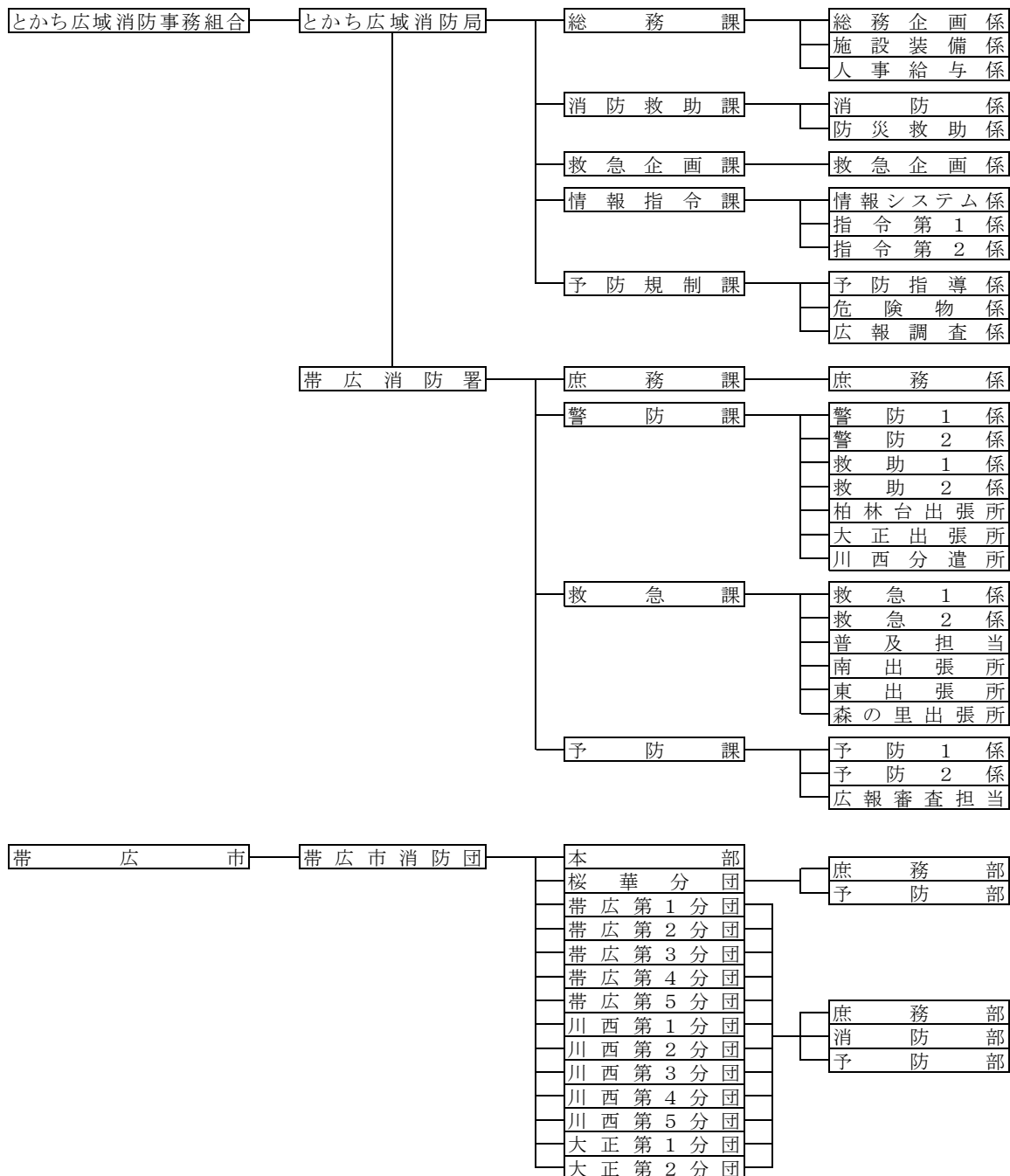
- (1) 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づく応援
- (2) 北海道広域消防相互応援協定に基づく応援

### 8 教育訓練

消防職員・消防団員は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であり、機械器具、水利施設等の物的消防力の拡充強化とともに、職員・団員の資質と能力の向上を図り、学術、技能の修得、体力、気力の錬成、規律を保持し、能率的な防災活動を遂行でき得るよう、教育訓練を計画的に実施するものとする。

別表1

消 防 機 構



別表2

## (1) 庁舎

名 称	所 在 地
とにかち広域消防局	西6条南6丁目3-1
帯広消防署	西6条南6丁目3-1
柏林台出張所	柏林台西町2丁目2
南出張所	西17条南41丁目5-9
大正出張所	大正本町西1条1丁目2-3
東出張所	東7条南11丁目1-3
森の里出張所	西22条南4丁目1-3
川西分遣所	清川町西2線128-10

名 称	所 在 地	
団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内	
桜華分団	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内	
帯 広 地 域	帯広第1分団	東7条南11丁目1-3 東出張所内
	帯広第2分団	西17条南41丁目5-9 南出張所内
	帯広第3分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内
	帯広第4分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内
	帯広第5分団	西23条南1丁目101
川 西 地 域	川西第1分団	川西町西2線59-43 川西合同庁舎内
	川西第2分団	上帯広町西1線73
	川西第3分団	広野町西2線149
	川西第4分団	清川町西2線128-10 川西分遣所内
	川西第5分団	上清川町西1線183-21 戸蔭林業センター内
大 正 地 域	大正第1分団	大正本町西1条1丁目2-3 大正出張所内
	大正第2分団	愛国町基線41-85

(2) 消防職員・団員及び消防車両

人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	消 防 ポ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車 両	合 計
						は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車				
とがち広域消防局	64										1	3	4
帯広消防署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26
本署	86	1	1			1	1	1	1	1	1	5	13
柏林台出張所	24	2								1			3
南出張所	26	1			1					1			3
大正出張所	14	1								1			2
東出張所	20	1								1			2
森の里出張所	20							1		1			2
川西分遣所	2											1	1
帯広市消防団	341	7	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	12
本部	7												0
桜華分団	20												0
帯広第1分団	32			1									1
帯広第2分団	30		1										1
帯広第3分団	30			1									1
帯広第4分団	24		1										1
帯広第5分団	22		1										1
川西第1分団	25	1											1
川西第2分団	25	1											1
川西第3分団	22	1											1
川西第4分団	25	1											1
川西第5分団	20	1											1
大正第1分団	36	1											1
大正第2分団	23	1											1

※令和7年4月1日現在

※とがち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。

## (3) 水利

	区 分	基 数	合 計
消 火 栓	公設	1,742	1,826
	私設	84	
防火水槽	公設	48	128
	私設	80	
井 戸	公設	34	

※令和7年4月1日現在



## 第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は次のとおりとする。

### 1 現 況

本市の河川数は、1級河川が26本、準用河川が5本、普通河川が90本となっている。

このうち、水防上特に注意を要する重要水防箇所は、154箇所(令和6度)(帯広市水防計画「資料編」に掲載)となっている。

### 2 予防対策

国、道、及び市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。また、市内を流れる重要水防箇所を有する河川及び水位周知河川については、堤防の決壊、漏水、越水等が発生する可能性や、洪水により相当な損害が生ずるおそれがあることを踏まえ、「災害が発生するおそれがあり特に警戒を要する河川」として河川監視を随時実施するほか、河川管理者と連携して災害予防策を講じ、河川の管理に万全を期するものとする。

さらに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下空間施設及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配付その他の必要な措置を講じるものとする。

市内を流れる重要水防箇所を有する河川及び水位周知河川

重要水防箇所を有する河川	十勝川、札内川、帯広川、然別川、戸蔦別川、売買川、新帯広川、ウツベツ川、伏古別川、柏林台川、第二柏林台川
水位周知河川	帯広川、ウツベツ川、売買川、新帯広川、柏林台川

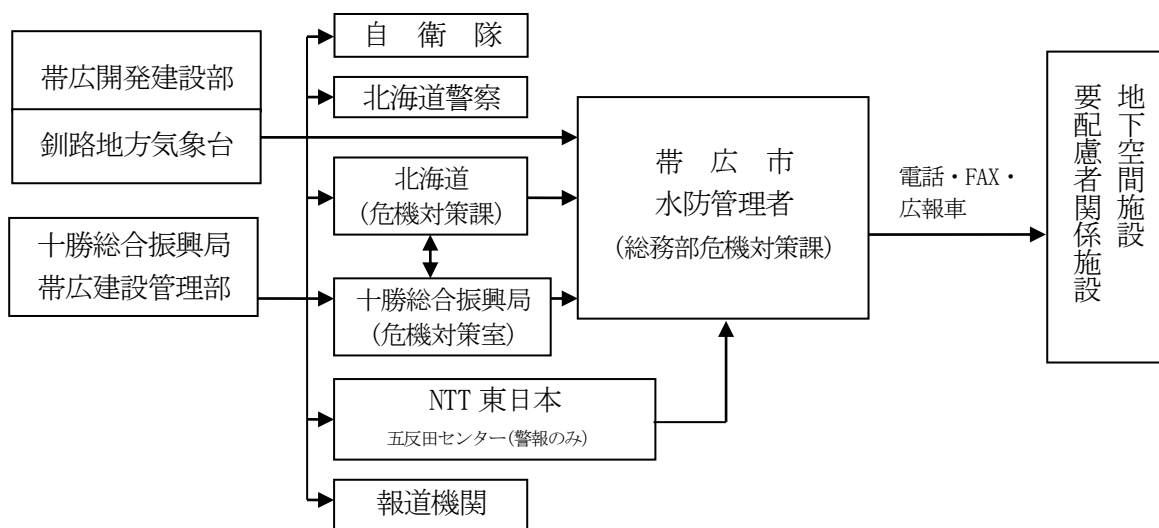
### 3 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した帯広市水防計画の定めるところによる。

### 4 要配慮者が利用する施設の洪水予報等の伝達

市は浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他特に防災上の配慮を要する要配慮者が利用する施設(資料編 資料4-2)について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう、洪水予報等を電話、FAX、広報車により施設管理者に伝達するとともに、避難誘導等を実施する。

伝達系統図



## 第12節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するための計画は、次のとおりとする。

### 1 予防対策

国、道及び市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道森林管理局、北海道

風害を防ぐため、防風林造成事業等の治山事業を推進するものとする。

(2) 北海道、帯広市

農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の生育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

(3) 帯広市、施設管理者

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて市は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。



### 第13節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪等の災害時における防災関係機関の業務については次のとおりとする。

#### 1 実施責任者

- (1) 一般国道で北海道開発局所管にかかわる道路は、帯広開発建設部が行う。
- (2) 一般道道で北海道所管にかかわる道路は、十勝総合振興局帯広建設管理部が行う。
- (3) 市道については、「帯広市雪害対策要綱」に基づき、帯広市が行う。
- (4) 道路除雪に係る各機関の除雪作業の基準は、次のとおりである。

##### ア 北海道開発局所管

種別	除雪目標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第2種	二車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第3種	一車線確保を原則として、必要な避難場所を設ける。 夜間除雪は行わない。

##### イ 北海道所管

種別	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。</li> <li>・異常降雪時においては降雪後5日以内に一車線確保を図る。</li> </ul>
第2種	500～1,000台/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、一車線幅員で待避所を設ける。</li> <li>・異常降雪時には約10日以内に二車線又は一車線確保を図る。</li> </ul>
第3種	500台/日以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。</li> </ul>

##### ウ 市所管

種類	道路形状	除雪目標
第1種	4車線 幹線道路。片側2車線の道路	車道幅員の70%以上確保する。
第2種	2車線+停車帯 準幹線道路。片側1車線のほか、側線により概ね車両1台分の停車スペースがある道路。	車道幅員の70%以上確保する。
第3種	2車線 補助幹線道路。片側1車線のほか、側線により路肩が設けられているが、停車スペースがない道路。	車道幅員の70%以上確保する。
第4種	生活道路 幹線・準幹線・補助幹線道路以外の道路。	4.0m～5.0mもしくは、用地幅員の60%以上確保する。
歩道除雪		歩行に支障とならない路面状況を確認し、除雪幅は、除雪機械の幅とする。

※大雪・災害時の道路状況によっては、これによらない場合がある。

## (5) 市除雪出動基準

降雪量 10～15 c mを出動の目安とし、通勤通学時間帯までに終了することを目標とする。  
 なお、風による吹き溜まりが発生したとき、又は火災及び急病人の発生等で緊急車両が積雪等のため走行できないときは、その都度出動する。

## (6) 交通規制

警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行の禁止、駐車制限等の交通規制を行う等の措置を講ずるものとする。

## 2 排 雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、特に次の事項に配慮するものとする。

## (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。

やむを得ず道路側面等を使用する場合は、車両の待避所を設ける等、交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

## (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分に協議のうえ、決定するものとし、投下には溢水災害等の防止に努めなければならない。

## (3) 雪捨場の指定状況

	指 定 場 所	所 在 地	面 積
1	十勝川（西18条）雪捨場	帯広市西18条北3丁目	40,000 m <sup>2</sup>
2	札内川（依田）雪捨場	幕別町依田	32,375 m <sup>2</sup>
3	札内川（大正）雪捨場	帯広市大正町西1線	8,100 m <sup>2</sup>

## 3 警戒体制

関係機関は、気象官署の発表する予報（注意報を含む。）、警報、現地情報等を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

## (1) 市長は、「帯広市雪害対策要綱」に従い、早期かつ総合的な雪害対策を講じるものとする。

## (2) 市長は、現地状況調査及び孤立地区との連絡の必要があると認めるときは、除雪機械等を出動して、事態に対処するものとする。

## (3) 市長は、路上通行車両の故障車（障害車）等の孤立車を機械力で救出するように努めるが、不可能なときは乗員を救出して避難収容することとする。

## 4 各交通機関の措置

## (1) 各バス交通機関

各バス交通機関は、路線状況及び最終運行となる便の動向を警察署に通報するものとする。

## (2) 北海道旅客鉄道(株)

ア 旅客列車が渋滞又は不通となった場合は、前後ダイヤを勘案し、必要な処理をするものとする。

イ 長時間にわたる不通の場合の乗客に対する食料供給は、北海道旅客鉄道(株)から市災害対策本部に依頼のあった場合に実施する。

ウ 乗客中、病人、乳幼児、老人等避難収容の必要があると認められる者を優先に、必要な手配を行うものとする。

## 《 帯広市雪害対策要綱 》

### 1 目 的

この要綱は、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪災害に対処するため、市地域防災計画に定めるところに従い、各部の業務を明らかにし、雪害対策を早期かつ総合的に推進することを目的とする。

### 2 常備体制

各部署は、降雪、豪雪、暴風雪に対処し、常に常備の体制を整えて、その概要を総務部に報告するものとする。

なお、各部署の対策は次のとおりとする。

#### (1) 危機対策課

ア 気象予報（注意報を含む。）、警報、情報等の受理、伝達について市地域防災計画に定めるところにより、その対策の万全を期するよう伝達系統を明確にしておくこと。

イ 情報の収集に努めること。

ウ 各班報告事項のとりまとめ及び処理状況の把握に関すること。

エ 雪害対策本部設置に係る連絡調整に関すること。なお、設置については副市長（都市環境部を担任）、総務部長、都市環境部長と協議し、市長の指示を求めること。

オ 交通事故防止対策推進のため、積雪の排除については、商工会議所、警察署等の関係機関及び商店街、町内会等住民組織との連携を図り、これを常時運動として展開すること。

カ 他班との協力体制の調整に関すること。

#### (2) 道路維持課

ア 常に降雪等の状況及び職員の出動体制を整えておくこと。

イ 路線別に除雪計画をたてておくこと。

ウ 車両を整備し配車計画をたてておくこと。

エ 他班車両及び職員の協力受入体制を整えておくこと。

オ 民間車両所有者を把握し、緊急時における借上げ体制を整えておくこと。

カ 雪捨場所の設定及びその整備に努めること。

キ 国・道その他関係機関とあらかじめ連絡調整を行っておくこと。

ク 雪捨場所について市民への周知及び協力要請等に関すること。

#### (3) 観光交流課

ア 空港及び駐車場等の除排雪について、関係機関と協議し、あらかじめ計画を立てておくこと。

#### (4) 消防課

以下の事項について、とち広域消防局との連絡調整を行う。

ア 市民の防火心を高めるため広報車、放送機関、報道機関を通じ火災の予防に努めること。

イ 水利の万全を図るため消火栓、防火貯水槽、防火井戸の除雪を早急に進めるよう配慮するとともに、周辺に雪を捨てないよう協力を求めること。

ウ 救急患者輸送のため、交通路の確保について道路維持課と協議しておくこと。

また、豪雪時にあっては一般急患についてもその対象とするよう配慮しておくこと。

エ 住家の倒壊、雪崩等に伴う人的災害の発生した場合の出動体制（最寄りの消防団員の招集を含め）について配慮すること。

3 緊急時体制

(1) 雪害対策本部

異常降雪により、交通障害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、緊急かつ大規模な除排雪作業を適正かつ円滑に実施するため、庁内に「帯広市雪害対策本部」を設置し、次により緊急実施体制に入るものとする。なお、災害対策本部の設置については、「4 帯広市災害対策本部の設置」による。

ア 本部長及び副本部長

(ア) 雪害対策本部の本部長は副市長（都市環境部を担任）があたる。

(イ) 雪害対策本部の副本部長は総務部長及び都市環境部長があたる。

イ 構成及び担当業務

災害情報連絡責任者	各部に地域防災計画第3章第3節「帯広市災害対策本部」に定める災害情報連絡責任者（調整主幹等）を置く。 ①所属部の被害状況等の調査収集、集約、報告に関する事 ②雪害対策本部において共有された情報、指示等の部内共有及び対応に関する事。
広報広聴課	①報道機関との連絡に関する事。 ②市民に対する除排雪情報及び協力依頼の広報に関する事。
危機対策課	①雪害対策計画に関する事。 ②雪害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事（除排雪に関する事は除く）。 ③災害対応関係機関との連絡調整に関する事（除排雪に関する事は除く）。 ④気象の情報収集・伝達に関する事。 ⑤路上駐車等の交通対策に関する事。 ⑥冬道の交通安全の指導に関する事。
消防課	①消防機関との連絡調整に関する事。
川西支所	①川西ステーションの支援に関する事。
大正支所	①大正ステーションの支援に関する事。
管理課	①雪害対策本部のうち除排雪に関する庶務及び各部との連絡調整に関する事。 ②除排雪の指導及び相談に関する事。 ③市民からの除雪依頼の受理・伝達に関する事。 ④道路維持課及び協力課との連絡調整に関する事。 ⑤除排雪の補助に関する事。
土木課	①除排雪の指導及び相談に関する事。 ②除排雪の補助に関する事。
道路維持課	①除排雪の実施に関する事。 ②市民からの除排雪の相談及び苦情等の処理に関する事。 ③協力課及び除排雪関係機関との連絡調整に関する事。
都市環境部各課	①除排雪の業務補助に関する事。
都市政策課	①公共交通に関する事。
清掃事業課	①降雪時のごみ収集に関する事。
介護高齢福祉課	①独居老人・障害者の被害調査及び安全確保に関する事。
障害福祉課	①独居老人・障害者の被害調査及び安全確保に関する事。

観光交流課	①広報活動に関すること。
水道課	①広報活動に関すること。
下水道課	①広報活動に関すること。
企画総務課・学校教育課	①スクールバスの運行に関すること。 ②小中学校の臨時休校等に関すること。
その他関係課	①雪害対策に関すること。
ウ 関係機関への要請	
（ア）国や北海道、自衛隊などの災害対応関係機関や除排雪関係機関に対し、情報連絡員などの派遣や支援について、必要に応じて調整及び要請を行う。	
（2）除排雪の推進	
帯広市総合除雪基本計画等に基づき除排雪業務を推進する。	
4 帯広市災害対策本部の設置	
災害対策本部の設置基準は、地域防災計画第3章第3節「帯広市災害対策本部」に定めるところによるものとするが、概ね次のとおりとする。	
ア 大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。	
イ 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき。	
ウ 電気、通信、水道等のインフラなどに影響が生じる場合など、市民生活に大きな支障をきたすような状況が発生し、又は発生が見込まれるとき。	
エ 雪害対策本部態勢だけでの対応が困難であり、全庁的に協力、動員を要する場合。	
（1）対策本部の組織態勢	
対策本部の組織態勢については「帯広市災害対策本部」の定めるところによるものとし、全体的な庶務は総務部総務班とする。	
（2）雪害対策連絡部	
上記（1）の場合、状況により必要があると認める時は他班の職員を加え、総務部内に単独の「雪害対策連絡部」を設置することができる。	
（3）雪害対策連絡部は、次のことを行うものとする。	
ア 気象予警報等情報の収集に関すること。	
イ 雪害対策に関する各種情報の収集及び処理状況のとりまとめに関すること。	
ウ 雪害時における関係機関、協力機関との連絡調整に関すること。	
エ 除排雪の現況把握に関すること。	
オ その他雪害対策の推進に関すること。	
（4）各部業務の推進	
各部は、地域防災計画第3章第3節別表3「各部班の所掌事務」に基づき各業務を推進する。	
5 被害調査	
各部は、応急対策業務が概ね完了次第、速やかに被害状況を調査し、総務部にその都度報告するものとする。	
6 除排雪機械配置状況	
道路除排雪機械は市車両によるほか、民間委託により実施する。	

## 5 積雪深観測所（気象庁）

観測所名	所在地
帯広	帯広市東4条南 帯広測候所
帯広泉	帯広市泉町西9線中 帯広航空気象観測所

## 第14節 融雪災害予防計画

異常積雪下において春の融雪期の災害時の予防対策及び応急対策については、次のとおりとする。

### 1 気象情報等の把握

- (1) 総務部危機対策室危機対策課は気象官署関係機関と緊密な連絡をとり、市域内における降雪、気温の上昇状況に留意し、関係課に対し、的確な情報の提供に努めるものとする。
- (2) 都市環境部土木室管理課は、道路排水状況、並びに河川水位についての的確な情報の収集に努め、融雪出水の防止、予測に努めるものとする。

### 2 河川の警戒

都市環境部土木室管理課は、各河川について巡視警戒を図るものとする。

### 3 河道内障害物の除去

- (1) 都市環境部土木室管理課は、国、道の河川管理者に対し、北海道防災会議の定めるところにより、重要水防区域における河道内の除雪結氷の破砕等障害物を除去することについて要請するものとする。
- (2) 都市環境部土木室管理課は、市管理の河川について前項同様その対策をたてるものとする。

### 4 下水道及び樋門、樋管の点検

上下水道部各課は、融雪出水前に公共下水道の整備を図り、また下水道内の清掃等を行い、流下能力の確保を図るとともに樋門、樋管等の操作点検を実施するものとする。

### 5 道路の除雪等

都市環境部土木室道路維持課は、融雪、なだれ、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努めるとともに雨水柵周辺の砕氷、除雪等を行い、排水確保に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

### 6 浸水・汚水の除去

- (1) 都市環境部各課は、浸水地帯について、その対策を講じるものとする。
- (2) 都市環境部環境室清掃事業課は、浸水及び浸水除去に対し、全面的に協力し、し尿処理の市民要請に応じた対策を講じるものとする。

### 7 水防資機材の整備点検

都市環境部土木室道路維持課は、水防活動に迅速かつ効率的に対処するため、水防資機材の整備点検を行うとともに資機材調達先業者とも十分な打合せを行い、緊急時に対処しておくものとする。

### 8 道路の整備

都市環境部土木室道路維持課は、路上窪地及び溢水地について砂利散布等の対策を講じ、道路交通の阻害防止に努めるものとする。



## 第15節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりとする。

### 1 現 況

本市の土砂災害警戒区域は以下のとおり。

土砂災害警戒区域のみ

(令和4年2月現在)

No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日
1	川西発電所の沢川	八千代町西1線、西2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日
2	西岩戸の沢川	岩内町西1線、第1基線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日
3	第一岩内橋の沢川	岩内町2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(令和4年2月現在)

No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日
1	帯広拓成	拓成町	急傾斜地の崩壊	令和元年度	令和4年2月4日
2	帯広岩内1	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日
3	帯広岩内2	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日
4	帯広川西	川西町西1線、西2線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日
5	帯広西岩戸	岩内町西1線、第1基線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日

### 2 予防対策

土砂災害警戒区域等では、大雨などにより山地の崩壊による土砂災害等が予想され、住宅、農耕地等に被害が発生するおそれがあるため、土砂災害等防止工事の実施を推進するとともに、定期的に危険箇所を点検し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

また、地域住民に対し、土砂災害等危険箇所の周知については、広報紙、防災マップなどの配布により、徹底を図るものとする。

### 3 土砂災害警戒情報の伝達等

#### 1 土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった場合に、十勝総合振興局帯広建設管理部と釧路地方気象台が共同で作成し、発表する情報である。

#### 2 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、十勝総合振興局帯広建設管理部と釧路地方気象台が協議して行う。

##### (1) 発表基準

ア 大雨警報発表中に降雨の実況値及び数時間先までの予測降雨量が警戒基準（土砂災害発生危険基準線（CL））に達した場合。

##### (2) 解除基準

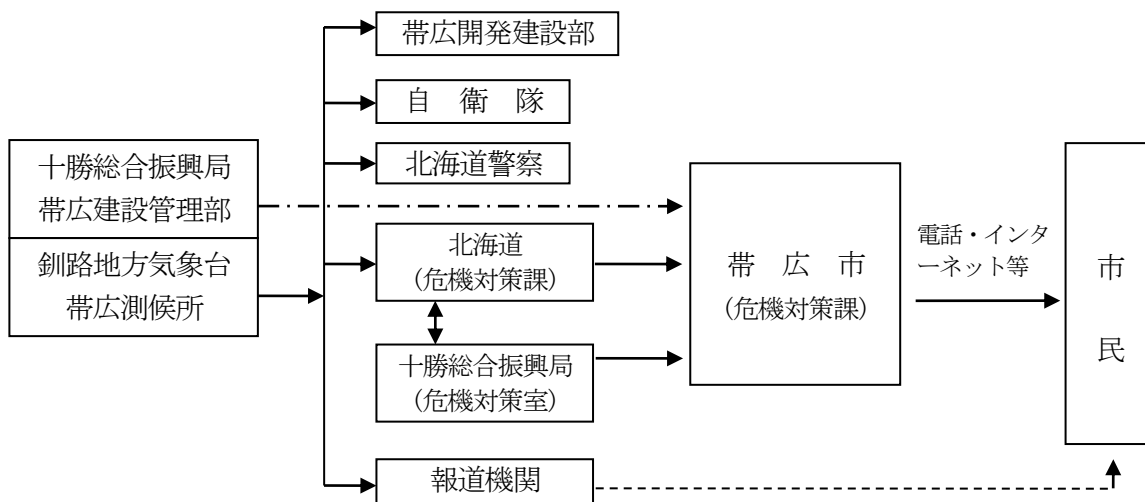
ア 降雨の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想さ

れる場合。

イ 無降雨状態が長時間続いている場合。

#### 4 土砂災害警戒情報の伝達系統

市は、土砂災害警戒情報を受けた場合は、直ちに危険箇所の住民に伝達する。



※帯広建設管理部から帯広市へは「事前連絡」

#### 5 避難施設

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において、土砂災害が発生または発生のおそれがある場合の避難施設は、広野小学校、戸蔦林業センター、八千代農業センターとする。ただし、他の災害が複合的に発生または発生のおそれがある状態で、当該避難施設への避難が危険な場合は、他の指定避難所または指定緊急避難場所へ避難するものとする。(資料編1-2 指定緊急避難場所一覧参照)

## 第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害時は、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、市及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害による被害の軽減に努めなければならない。

### 1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立されることから、市及び防災関係機関は、本章第13節に掲げる「帯広市雪害対策要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

### 2 交通の確保

災害時における、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施には、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、国、道、市の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。

#### (1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、市道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

#### (2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

### 3 雪に強いまちづくりの推進

#### (1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

#### (2) 積雪期における避難所、避難路の確保

道、市及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

### 4 寒冷対策の推進

#### (1) 避難所対策

市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、暖房器具等の備蓄や民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等の確保に努めるものとする。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者と

の協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

市は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

(2) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅の整備については、積雪のため早期着工が困難となること及び避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期的対策を検討するものとする。